指定介護老人福祉施設

運　営　規　程

特別養護老人ホーム

白　鳥　園

指定介護老人福祉施設運営規程

第１章　総　　則

（目的及び基本方針）

第１条　この規程は、社会福祉法人姫路社会福祉事業協会が設置運営する指定介護老人福祉施設運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指している。

２　指定介護老人福祉施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供努める。

３　指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（事業所の名称等）

第２条　　名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　特別養護老人ホーム白鳥園

（２）所在地　　兵庫県姫路市林田町久保 161 番地の２

（利用定員）

第３条　　施設の利用定員は　７０名とする。

第２章　職員及び職務内容

（職員の区分及び職務内容）

第４条　　施設に次の職員を置く。

（１）管理者（施設長）	１名
（２）生活相談員	１名以上
（３）介護職員	23 名以上
（４）看護職員	３名以上
（５）機能訓練指導員	１名以上
（６）介護支援専門員	１名以上
（７）医師	１名以上（嘱託医）
（９）管理栄養士（栄養士含む）	１名以上
（10）調理員	５名（委託）
（11）事務員	３名

２　前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。又、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に支障がないときは、２以上の職務を兼務することができる。

３　第１項に掲げる職員は、概ね次の各号に定める職務を担当する。

（１）管理者（施設長）

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務の代行をする。

（２） 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

（３） 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

（４） 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

（５） 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

（６） 介護支援専門員

利用者のケアプラン作成に従事する。

（７） 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（８）栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

（９）調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(10) 事務員

施設における事務処理等の業務に従事する。

４　職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第３章　指定介護老人福祉施設の内容及び利用料

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第５条　指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりにする。

（１）　身体介護

１週間に２回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

（２）　食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収をあげるように努める。 利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。また、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行なう。

（３）　健康管理

管理者又は医師及び看護師は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

イ　指定介護老人福祉施設の医師は、その行なった健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者については、この限りでない。

ロ　指定介護老人福祉施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

（４）　機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（５）　相談・援助

常に利用者の心身状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

（６）　社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

イ　指定介護老人福祉施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行なうことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行なう。

（７）　利用者に関する保険者への通知

指定介護老人福祉施設サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに指定介護老人福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ　偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用）

第６条　　指定介護老人福祉施設の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

（１）自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

（２）居住費は、光熱水費・室料相当額を徴収する。（別紙参照）

（３）食費は、食材料費及び調理に係る費用相当額を徴収する。（別紙参照）

（４）利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用を徴収する。

（５）理美容代、新聞代（個人希望分）、貴重品管理料（希望者のみ）を徴収する。

（６）指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

（７）施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または、家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

第４章　運営に関する事項

（サービス利用の留意事項）

第７条　利用者が指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（内容、手続き説明及び同意）

第８条　指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（指定介護老人福祉施設サービスの開始及び終了）

第９条　利用者の身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

２　居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護老人福祉施設の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

（受給資格等の確認）

第１０条　指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

２　前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定介護老人福祉施設サービスを提供するよう努める。

（要介護認定等の申請等に係る援助）

第１１条　指定介護老人福祉施設のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

２　指定介護老人福祉施設は、要介護認定等の更新が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前には行われるように、必要な援助を行う。

（入退所の記録の記載）

第１２条　指定介護老人福祉施設は、利用に際し利用年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第１３条　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（施設サービス計画の作成）

第１４条　管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

２　施設サービス計画に業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。

３　計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上での留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

４　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行なうことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行なうと共に、利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第２項及び弟３項の規定を準用し、施設サービス計画の変更を行なう。

（指定介護老人福祉施設の取扱方針）

第１５条　指定介護老人福祉施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

２　サービス提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行なう。

３　指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は

その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

４　指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

５　自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（介　護）

第１６条　介護は、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行なう。

２　指定介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行なう。

３　指定介護老人福祉施設は利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行なう。

４　指定介護老人福祉施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。

５　指定介護老人福祉施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行なう。

６　指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤職員を介護に従事させるものとする。

７　指定介護老人福祉施設は、利用者の負担により、当該施設以外の者による介護を受けさせない。

（利用者の入院期間中の取り扱い）

第１７条　指定介護老人福祉施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね３ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむ得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するよう努める。

（勤務体制の確保）

第１８条　指定介護老人福祉施設は、利用者の適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

２　指定介護老人福祉施設は、当該施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

３　指定介護老人福祉施設は、施設職員に対して、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第５章　緊急時における対応方法

（緊急時における対応）

第１９条　現に指定介護老人福祉施設が介護提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第２０条　利用者に対する指定介護老人福祉施設が介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

２　利用者に対する指定介護老人福祉施設が介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第６章　非常災害対策

（非常災害対策）

第２１条　非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年２回以上実施する。 消防法に準拠して消防計画を別に定める。

第７章　その他運営に関する事項

（定員の厳守）

第２２条　指定介護老人福祉施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただしやむ得ない事情がある場合にはこの限りでない。

（衛生管理等）

第２３条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

（掲　示）

第２４条　指定介護老人福祉施設 を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報保護）

第２５条　指定介護老人福祉施設は、個人情報保護について「個人情報管理規程」を作成し、その対応の徹底を図る。

２　指定介護老人福祉施設事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

３　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を

提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第２６条　指定介護老人福祉施設事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

（苦情処理）

第２７条　提供した指定介護老人福祉施設サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。

２　提供したに指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待防止に関する事項）

第２８条　指定介護老人福祉施設事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（２）その他虐待防止のために必要な措置

２　指定介護老人福祉施設事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第２９条　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備すること

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（地域等との連携）

第３０条　指定介護老人福祉施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の交流に努める。

第８章　　会計の区分及び記録の整備

（会計区分）

第３１条　　指定介護老人福祉施設の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定介護老人福祉施設事業の会計と他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第３２条　　設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

２　　利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（法令との関係）

第３３条　　この規程に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

付　　則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年　1 月 1 日に一部改正する。
この規程は、平成 17 年　6 月 1 日に一部改正する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日に一部（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用　第６条）改正する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用第６条（２）室料を追加及び別紙居住費・食費における負担限度額表の一部変更、虐待防止に関する事項　第２８条の追加、記録の整備　第３１条　５年間保存）を改正する。
この規程は、令和　1 年 10 月 1 日に一部（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用　第６条）改正する。
この規程は、令和　3 年 4 月 1 日に一部（職員の区分及び職務内容）第４条の配置職員数の以上の文言の追加及び（虐待の防止のための措置に関する事項）第２９条を追加し改正する。
この規程は、令和　3 年　8 月 1 日に一部（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用第６条　別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。）改正する。
この規程は、令和　6 年　8 月 1 日に一部（指定介護老人福祉施設サービスの内容）第 5 条（2）食事の提供、（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用）第６条　別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。）改正する。
この規程は、令和　8 年　8 月 1 日に一部（指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用）第６条　（３）別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。）改正する。

別　紙

特別養護老人ホーム　白鳥園（指定介護老人福祉施設）

居住費・食費における負担限度額表

白鳥園における居住費・食費の費用　令和８年８月１日より

居　住　費　　１日あたり　915 円

食　　費　　１日あたり 1,545 円（朝食 330 円　昼食 705 円　夕食 510 円）

	居住費	食費	合計
基準費用額 （第４段階）	915 円	1,545 円	2,360 円
基準費用額 （第１段階）	0 円	300 円	300 円
基準費用額 （第２段階）	430 円	390 円	820 円
基準費用額 （第３段階①）	430 円	680 円	1,110 円
基準費用額 （第３段階②）	530 円	1,420 円	1,950 円

短期入所者生活介護

運　営　規　程

特別養護老人ホーム

白　鳥　園

指定短期入所生活介護事業運営規程

第１章　総　　則

（目的及び基本方針）

第１条　この規程は、社会福祉法人姫路社会福祉事業協会が設置運営する指定短期入所生活介護事業運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

２　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供努める。

３　事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（事業所の名称等）

第２条　　名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　特別養護老人ホーム白鳥園

（２）所在地　　兵庫県姫路市林田町久保 161 番地の２

（利用定員）

第３条　　施設の利用定員は　６名とする。

第２章　職員及び職務内容

（職員の区分及び職務内容）

第４条　　施設に次の職員を置く。

（１）管理者（施設長）　１名（兼務）

（２）生活相談員　１名以上（兼務）

（３）介護職員　23 名以上（兼務）

（４）看護職員　３以上名（兼務）

（５）機能訓練指導員　１以上名（兼務）

（６）介護支援専門員　１以上名（兼務）

（７）医師　１以上名（嘱託医）

（８）管理栄養士　１以上名（兼務）

（９）調理員　５名（兼務）

２　前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。又、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に支障がないときは、２以上の職務を兼務することができる。

３　第１項に掲げる職員は、概ね次の各号に定める職務を担当する。

（１）管理者（施設長）

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務の代行をする。

（２） 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

（３） 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

（４） 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

（５） 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

（６）介護支援専門

利用者のケアプラン作成に従事する。

（７）医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（８）栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

（９）調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

４　職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第３章　指定短期入所生活介護の内容及び利用料

（指定短期入所生活介護の内容）

第５条　指定短期入所生活介護の内容は次のとおりにする。

（１）　身体介護

１週間に２回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

（２）　食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

（３）　健康管理

管理者又は医師及び看護婦は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

（４）　機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（５）　相談・援助

常に利用者の心身状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

（６）　社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

（７）　利用者に関する保険者への通知

指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ　正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ　偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）

第６条　　指定短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

（１）自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

（２）滞在費（居住費）は、光熱水費・室料相当額を徴収する。（別紙参照）

（３）食費は、食材料費及び調理に係る費用相当額を徴収する。（別紙参照）

（４）利用者が選定する特別な食事（希望食）の提供を行なったことに伴う費用を徴収する。

（５）理美容代、新聞代（個人希望分）を徴収する。

（６）送迎に要する費用を徴収する。

（７）嗜好品、その他専ら個人に資する費用については自己負担を徴収する。

（８）その他。

（送迎の実施地域）

第７条　　通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

（１）姫路市　（家島町を除く）

第４章　運営に関する事項

（サービス利用の留意事項）

第８条　　利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（内容、手続き説明及び同意）

第９条　　指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（指定短期入所生活介護の開始及び終了）

第１０条　利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

２　　居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

（提供拒否の禁止）

第１１条　指定短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第１２条　通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第１３条　指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

２　　前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定短期入所生活介護を提供するよう努める。

（要介護認定等の申請等に係る援助）
第１４条　指定短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
２　居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前には行われるように、必要な援助を行う。

（心身の状況の把握）
第１５条　指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）
第１６条　指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
２　居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）
第１７条　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供する。

（サービス提供の記録）
第１８条　指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

（保険給付の償還請求のための証明書の交付）
第１９条　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第２０条　指定短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な援助を適切に行う。

２　指定短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

３　指定短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

４　指定短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

５　自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（サービス計画の作成）

第２１条　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもりこんだ短期入所生活介護計画を作成する。

２　管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。

３　短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

（掲　示）

第２２条　指定短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報保護）

第２３条　指定短期入所生活介護は、個人情報保護について「個人情報管理規程」を作成し、その対応の徹底を図る。

２　指定短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

３　指定短期入所生活介護は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
第２４条　指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

（苦情処理）
第２５条　提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
２　提供した指定短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待防止に関する事項）
第２６条　指定短期入所生活介護事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（２）その他虐待防止のために必要な措置
２　指定短期入所生活介護事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第２７条　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備すること
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（衛生管理等）
第２８条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

（会計区分）
第２９条　指定短期入所生活介護の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所生活介護事業の会計と他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）
第３０条　設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。
２　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

第５章　緊急時における対応方法

（緊急時における対応）
第３１条　現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）
第３２条　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
２　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第６章　非常災害対策

（非常災害対策）
第３３条　非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年２回以上実施する。 消防法に準拠して消防計画を別に定める。

（法令との関係）
第３４条　この規程に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

付　　則

この規程は、平成 12 年　4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年　1 月 1 日一部改正する。
この規程は、平成 17 年　6 月 1 日一部改正する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条及び送迎の実施地域　第７条）を改正する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に一部（第６条及び送迎の実施地域）を改正する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）室料を追加及び別紙滞在費・食費における負担限度額表の一部変更、虐待防止に関する事項　第２６条を追加、記録の整備　第２９条５年間保存）を改正する。
この規程は、令和１年 10 月 1 日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）（３）室料別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部（職員の区分及び職務内容）第４条の配置職員数の以上の文言の追加及び（虐待の防止のための措置に関する事項）第２７条を追加し改正する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）（３）滞在費、別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和６年８月１日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）第６条（２）滞在費、別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和８年８月１日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）第６条（３）食費、別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。

別　紙

特別養護老人ホーム　白鳥園（短期入所生活介護）

滞在費・食費における負担限度額表

白鳥園における滞在費・食費の費用　令和８年８月１日より

滞　在　費　　１日あたり　915 円

食　　費　　１日あたり 1,545 円（朝食 330 円　昼食 705 円　夕食 510 円）

	滞在費	食費	合計
基準費用額 （第４段階）	915 円	1,545 円	2,460 円
基準費用額 （第１段階）	0 円	300 円	300 円
基準費用額 （第２段階）	430 円	600 円	1,030 円
基準費用額 （第３段階①）	430 円	1,030 円	1,460 円
基準費用額 （第３段階②）	530 円	1,360 円	1,890 円

介護予防短期入所生活介護

運　営　規　程

特別養護老人ホーム

白　鳥　園

指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第１章　総　　則

（目的及び基本方針）

第１条　この規程は、社会福祉法人姫路社会福祉事業協会が設置運営する指定介護予防短期入所生活介護事業運営の利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。指定居宅サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は介護予防短期入所生活介護を受ける者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

２　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供努める。

３　事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、地域包括支援センター、介護予防居宅サービス事業者、居宅介護支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（事業所の名称等）

第２条　　名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　特別養護老人ホーム白鳥園

（２）所在地　　兵庫県姫路市林田町久保 161 番地の２

（利用定員）

第３条　　施設の利用定員は　６名とする。

第２章　職員及び職務内容

（職員の区分及び職務内容）

第４条　　施設に次の職員を置く。

（１）管理者（施設長）　１名　（兼務）

（２）生活相談員　１名以上（兼務）

（３）介護職員　23 名以上（兼務）

（４）看護職員　３名以上（兼務）

（５）機能訓練指導員　１名以上（兼務）

（６）介護支援専門員　１名以上（兼務）

（７）医師　１名以上（嘱託医）

（８）管理栄養士　１名以上（兼務）

（９）調理員　５名　（兼務）

２　前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。又、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に支障がないときは、２以上の職務を兼務することができる。

３　第１項に掲げる職員は、概ね次の各号に定める職務を担当する。

（１）管理者（施設長）

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務の代行をする。

（２） 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

（３） 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

（４） 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

（５） 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

（６）介護支援専門

利用者のケアプラン作成に従事する。

（７）医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（８）栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

（９）調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

４　職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第３章　指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

（指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第５条　指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりにする。

（１）　身体介護

１週間に２回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

（２）　食事の提供

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮

する。

（３）　健康管理

管理者又は医師及び看護師は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

（４）　機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

（５）　相談・援助

常に利用者の心身状況その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

（６）　社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

（７）　利用者に関する保険者への通知

指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ　正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ　偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）

第６条　　指定介護予防短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

（１）自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

（２）滞在費（居住費）は、光熱水費・室料相当額を徴収する。（別紙参照）

（３）食費は、食材料費及び調理に係る費用相当額を徴収する。（別紙参照）

（４）利用者が選定する特別な食事（希望食）の提供を行なったことに伴う費用を徴収する。

（５）理美容代、新聞代（個人希望分）を徴収する。

（６）送迎に要する費用を徴収する。

（７）嗜好品、その他専ら個人に資する費用については自己負担を徴収する。

（８）その他。

（送迎の実施地域）

第７条　　通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

（１）姫路市　（但し、家島町を除く）

第４章　運営に関する事項

（サービス利用の留意事項）

第８条　　利用者が指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

（内容、手続き説明及び同意）

第９条　　指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

（指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了）

第１０条　利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅においての日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

２　地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

（提供拒否の禁止）

第１１条　指定介護予防短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第１２条　通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

（受給資格等の確認）

第１３条　指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確かめる。

２　前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努める。

（要介護認定等の申請等に係る援助）
第１４条　指定介護予防短期入所生活介護のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
２　介護予防サービス支援計画が作成されていない場合には、要介護認定等の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前には行われるように、必要な援助を行う。
（心身の状況の把握）
第１５条　指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター、居宅支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）
第１６条　指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、介護予防サービス支援計画が作成されていない場合には、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス支援計画の作成を地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明する。
２　地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること。その他の法定代理受領サービスを行うための必要な援助を行う。

（介護予防サービス支援計画等に沿ったサービスの提供）
第１７条　介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供する。

（サービス提供の記録）
第１８条　指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護予防居宅介護サービス費又は介護予防居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

（保険給付の償還請求のための証明書の交付）
第１９条　法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（指定介護予防短期入所生活介護の取扱方針）

第２０条　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を把握して、日常生活に必要な支援を適切に行う。

２　指定介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

３　指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

４　指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

５　自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（サービス計画の作成）

第２１条　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもりこんだ短期入所生活介護計画を作成する。

２　管理者は、短期入所生活介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。

３　短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス支援計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

（掲　示）

第２２条　指定介護予防短期入所生活介護を行う事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（個人情報保護）

第２３条　指定介護予防短期入所生活介護は、個人情報保護について「個人情報管理規程」を作成し、その対応の徹底を図る。

２　指定介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

３　　指定介護予防短期入所生活介護は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
第２４条　　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者並びにその職員に対し特定の利用者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

（苦情処理）
第２５条　　提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容に配慮して必要な措置を講じる。
２　　提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、保険者又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待防止に関する事項）
第２６条　指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（２）その他虐待防止のために必要な措置
２　指定介護予防短期入所生活介護事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第２７条　虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備すること
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

（衛生管理等）
第２８条　　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

（会計区分）

第２９条　　指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護含む）の事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分するとともに指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護含む）の会計と他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）
第３０条　　設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。
２　　利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

第５章　　緊急時における対応方法

（緊急時における対応）
第３１条　　現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）
第３２条　　利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
２　　利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第６章　　非常災害対策

（非常災害対策）
第３３条　　非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年２回以上実施する。 消防法に準拠して消防計画を別に定める。

（法令との関係）
第３４条　　この規程に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

付　　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部（指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用　第６条（２）室料を追加及び別紙滞在費・食費における負担限度額表の一部変更、虐待防止に関する事項　第２６条を追加、記録の整備　第２９条５年間保存）を改正する。
この規程は、令和１年 10 月１日に一部（指定介護予防短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）（３）別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部（職員の区分及び職務内容）第４条の配置職員数の以上の文言追加及び（虐待の防止のための措置に関する事項）第２７条　及び（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）（３）室料別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）（３）室料別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用第６条（２）（３）滞在費、別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和６年８月１日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）第６条（２）滞在費、別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。
この規程は、令和６年８月１日に一部（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用）第６条（３）滞在費、別紙滞在費・食費における表の一部を改正する。

別　紙

特別養護老人ホーム　白鳥園（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

白鳥園における滞在費・食費の費用　令和８年８月１日より

滞　在　費　　１日あたり　915 円

食　　費　　１日あたり 1,545 円（朝食 300 円　昼食 665 円　夕食 480 円）

	滞在費	食費	合計
基準費用額 （第４段階）	915 円	1,545 円	2,460 円
基準費用額 （第１段階）	0 円	300 円	300 円
基準費用額 （第２段階）	430 円	600 円	1,030 円
基準費用額 （第３段階①）	430 円	1,030 円	1,460 円
基準費用額 （第３段階②）	530 円	1,360 円	1,890 円